

令和4年度
亀岡市こども宅食事業

公募型プロポーザル
実施要領

令和4年5月

亀岡市

令和4年度 亀岡市こども宅食事業 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本要領は「令和4年度 亀岡市こども宅食事業」に係る契約の相手方となる5事業者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

2 業務概要

(1) 業務名

亀岡市こども宅食事業

(2) 業務内容

見守りが必要な支援対象児童等に対し、市から委託を受けた宅食事業者が、支援対象児童等の居宅を訪問し、食材を配達するとともに、こども等の状況の把握や継続的な見守り等を行い、必要に応じて支援対象児童等を市に報告し、支援に必要な連携を市と行う。また、事業運営では、委託事業者で協同しすすめる「亀岡こども宅食連絡会」を設け、事業者間の連携を図り、地域資源の活用等地域の連携体制の構築をめざす「かめおかこども宅食プロジェクト」を推進し、子どもの見守り体制を強化する。

(2) 対象者

ア ひとり親世帯（児童扶養手当全部支給受給者）

イ 支援を必要とし、こどもがいる世帯（養育困難・不安、経済的困窮、ほか）

(4) 業務場所及び給付予定

亀岡市内で宅食・見守りを行う担当地域を5つに分けて、契約締結の日から令和5年3月31日までの間に、原則として2か月に1回以上実施することとし、年6回実施する。ただし、支援対象児童等の状況に応じて必要な場合は追加して実施すること。

（標準配布月：7月・8月・10月・12月・1月・2月）

(5) 業務期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

(6) 見積限度額

1事業者当たり 7,957,800円 までとする。
（消費税及び地方消費税を含む。）

5事業者合計 39,789,000円 までとする。
（消費税及び地方消費税を含む。）

※非課税事業者については、消費税及び地方消費税を含まない。

3 実施形式 公募型

4 日程（予定）

募集要項の公表（公告、市 HP 掲載）	令和4年5月13日（金）
質問の受付	令和4年5月13日（金）～17日（火）
質問への回答	令和4年5月19日（木）
参加申込書・企画提案書・参考見積書の受付	令和4年5月19日（木）～31日（火）
提案書類審査（選定委員会）	令和4年6月3日（金）（予定）
選定結果通知書の発送・市 HP 公表	令和4年6月7日（火）（予定）
業務委託契約締結準備（合同打合せ含む）	令和4年6月7日（火）～13日（月）（予定）
見積書徴収	令和4年6月14日（火）（予定）
業務委託契約締結	令和4年6月15日（水）（予定）

5 参加資格

プロポーザルに参加できるものは、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

- (1) 公告から契約締結日までの間、国や地方公共団体等の指名停止を受けていないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしていないこと。
- (5) 次のアからオまでのいずれにも該当しないこと。

ア 役員等（参加者が個人である場合にはその者を、参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号において「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

- (6) 業務一括再委託しない者
- (7) 本市での業務を確実に遂行できる人員体制等を有していること。

6 提出書類等について

(1) 提出書類

- ・ プロポーザル参加申込書（様式第1号）
- ・ 事業所概要（様式第2号）
- ・ 業務実績書（様式第3号）
- ・ 企画提案書表紙（様式第5号）
- ・ 企画提案書（参考様式第6号）仕様書に基づいた内容とすること。ただし、仕様書に示す要求事項を上回る独自の提案をする場合は、そのポイントが明確に分かるように記載すること。
- ・ 工程表（参考様式第7号）工程表の内容については、6回の配達を行う上で、自社で要する工程を記載すること。また、記載方法は問わない。
- ・ 参考見積書（様式第8号） 児童1人あたりに係る食材費4,000円を基本単価とし、参考配達人数120人分×6回の配達に係る食材費及び配達経費、運営費等すべての総額（消費税額及び地方消費税額は除く。）を記載すること。また、見積限度額以下の金額とすることとし、提出の際には封入し割印をしておくこと。
- ・ 予定担当者調書（様式第9号）
- ・ 誓約書（様式第10号）

(2) 作成上の留意点

- ア 文字の大きさは、原則として10ポイント以上とする。
- イ 文字を補完するための図、表、写真、イラスト、イメージ図の使用は任意とする。
- ウ 企画提案書の印刷色は、カラー、白黒を問わない。
- エ 企画提案書の下段中央にページ番号を付すこと。
- オ 用紙は、A4片面印刷を基本とし、A4を超えるものは織り込みでA4とすること。
- カ 使用言語は日本語とし、企画提案書の一部に日本語以外の言語を使用する場合は、同一ページ内に注釈を付けること。
- キ 企画提案書表紙（様式第5号）について、正本には、会社名称、所在地、代表者名及び代表者印を記載押印すること。なお、副本には会社名称、所在地、代表者名など企業名が特定できる情報は記載しないこと。
- ク 企画提案書各ページには、会社名称、社章、商標等、企業名が特定できる情報は記載しないこと。

- (3) 部 数 正本1部、副本5部
- (4) 提出方法 持参
- (5) 提出場所 亀岡市こども未来部子育て支援課
〒 621-0805
亀岡市安町釜ヶ前82番地（亀岡市保健センター内）
- (6) 提出期限 令和4年5月19日（木）から5月31日（火）午後5時00分まで

7 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問の受付及び回答は、以下のとおりとする。

(1) 受付期間

令和4年5月13日（金）から5月17日（火）午後5時00分まで

(2) 受付方法

質問書（様式第4号）に記入の上、「15 事務局」まで電子メール又はFAXで提出すること。電話又は口頭による質問には応じない。

質問書提出の場合は必ず電話にて連絡すること。

(3) 回答日及び回答方法

令和4年5月19日（木）中に本市ホームページにおいて回答する。

(4) 質問内容

質問内容は、参加申込み及び企画提案書等に関するもののみとし、審査（評価）に関する質問は一切受け付けない。

8 審査

参加要件を満たすと認められた事業者に対し、亀岡市プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、別表「審査項目」に基づいた書類審査を実施する。

9 企画提案者が5者以下の場合の取扱い

参加者が5者以下の場合、選定員会に諮り取扱いについて決定する。

10 選定、非選定結果通知方法

候補者選定の後、参加者全員に対して選定又は非選定の結果及び総合点を通知する。

1.1 結果通知等

(1) 契約交渉事業者の決定

選定委員会の審査において、最高評価点を得た者から上位5者を契約交渉事業者の候補者（以下「候補者」という。）として決定する。5者目の候補者が複数の場合は、「子育て支援に資する施策の対応の項目」及び「こどもの発達に寄与する食材の選定」の項目で一番評価の高い者を候補者とする。

なお、評価配点合計の6割に満たない場合にあっては、候補者としない。

(2) 結果通知

審査結果は、候補者が決定した後、速やかに本審査参加者全員に書面で通知するとともに、亀岡市ホームページに掲載する。

なお、審査結果通知日から契約を締結するまでに国や地方公共団体等の指名停止に該当する行為を行ったときは、当該審査結果を取り消すことがある。

1.2 契約締結

審査の結果、候補者として決定した者と本業務の契約交渉を行う。なお、下記のいずれかに該当し、その者と契約が締結できない場合、次点者と契約交渉を行うものとする。

- (1) 「5 参加資格」の要件に定める要件を満たすことができなくなったとき。
- (2) 契約交渉が成立しないとき、又は候補者が本契約の締結を辞退したとき。
- (3) 提出書類、企画提案書等に虚偽の記載が判明したとき。
- (4) その他の理由により契約の締結が不可能となったとき。

1.3 情報公開及び提供に関すること

本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、亀岡市情報公開条例（平成12年亀岡市条例第32号）に基づき公開する。

1.4 その他

- (1) 本プロポーザルに要する経費は、全て参加者の負担とする。
- (2) 企画提案書等に記載した担当者等は、原則として変更できないものとする。ただし、やむを得ない理由による変更を行う場合は、変更前に発注者の了承を得なければならない。
- (3) 業務の一部再委託は、企画提案書に記載がある場合を除き、原則として認めない。
- (4) 提出書類等は返却しない。
- (5) 審査により選定された候補者は、業務委託にかかる「プロポーザル審査結果通知書」

受理日から契約交渉事業者となり、再度、細部にわたり協議、調整を行い、契約を締結することとする。

- (6) 契約書に係る仕様書は、本市が示した仕様書及び選定された提案に基づき、契約予定者と発注者と協議の上、決定することとする。
- (7) 発注者は、提案書類等を提出者に無断で本プロポーザル以外に使用しない。
- (8) 発注者は、提出書類等を審査に必要な範囲において、複製できるものとする。
- (9) 次の場合、提出書類等は無効とする。
 - ア 提出期限を過ぎて提出された場合
 - イ 提出書類等に虚偽の記載があった場合
 - ウ 提出書類等の作成にあたって不正行為が判明した場合
 - エ 提出書類等の内容が示された条件に適合していない場合
- (10) 審査結果に対する異議申立ては受け付けない。
- (11) 本プロポーザルを途中で辞退した者は、これを理由として以後の選定等について不利益な取扱いを受けることはない。
- (12) 不測の事態があった場合、本案件の執行をやむを得ず中止することがある。

1 5 事務局

〒621-0805

亀岡市安町釜ヶ前82番地（亀岡市保健センター内）

亀岡市こども未来部子育て支援課（こども支援係）

電話番号：0771-25-5138 FAX 番号：0771-25-5128

電子メール：fukusi-soumu@city.kameoka.lg.jp